

周南市公立大学法人評価委員会条例

(設置)

**第1条** 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項の規定に基づき、周南市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

**第4条** 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が互選される前に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

- 2 周南市報酬及び費用弁償支給条例(平成15年周南市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

学校給食センター運営審議会委員
-----------------

」

を

「

学校給食センター運営審議会委員
-----------------

公立大学法人評価委員会委員
---------------

」

に改める。